枚方市条例第 4 号

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員等公務災害補償条例(昭和40年枚方市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則[令和6年3月7日公布]

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた 損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償 年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべ き事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日 前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。